

# KULS ニュースレター No. 62

## INDEX

### ～ リーガルクリニック A 特集号 ～

- リーガルクリニック A の開催について
- 受講者 エッセイ
- よりよい司法アクセスを目指して

ーリーガルクリニックAの意義と学生へのメッセージー

### ●平成27年度 リーガルクリニック A の開催について●

鹿児島大学法科大学院は、数々の特色のあるプログラムを展開していますが、その一つである「リーガルクリニック A（司法過疎地における法律相談実習）」を、2月12日から15日の3泊4日の旅程で、屋久島の一湊、宮之浦、安房、尾之間の4カ所を相談会場として実施しました。

この科目は、本学の理念である「地域に学び、地域に貢献する」ことを具現する科目であるとともに、屋久島での実施は、平成16年度の当法科大学院設立の年にパイロット・プログラムとして実施したのが最初であり、当法科大学院にとってこの取組の出発の地であることから、授業科目としての最後を迎える平成27年度の実施を屋久島に設定したものです。

離島での法律相談の取組も様々なものが現れており、いわゆる、過払い案件もほぼなくなりつつあるという状況で、法律相談のニーズはさほどないのではないかと、とも思われましたが、予想以上の反響があり、1月の広報の開始から寄せられた予約案件と当日の飛び込み案件を含め、2日間で合計20件の相談に対応しました。

今年度の参加学生は3名。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也准教授、坂本正幸准教授、本田貴志講師、宮路真行講師の各弁護士、米田憲市教授、南由介准教授が参加し、プログラム

の中では、屋久島町役場や屋久島簡易裁判所の施設を見学し地域の司法事情をお話いただきました。

学生達は相談の準備や相談会場の設営、相談者とのコミュニケーションを通じて、法律問題が社会生活の他の側面と強く結びついていることや、また司法制度の動態について、多くを吸収してくれたと思います。

この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象ともなっており、京都産業大学の草鹿晋一教授と名古屋大学の藤本亮教授も参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。

運営については、徳田絵理子、牛鼻真紀子両事務補佐員のサポートにより、非常にスムーズな対応ができました。

学生たちは、現地で発生する種々の困難を乗り越え、各先生方のご支援を得て、今年も充実したプログラムを展開できたと思います。

以下、今年の参加学生のエッセイを紹介します。

鹿児島大学法科大学院  
研究科長 米田 憲市

### ●受講者 エッセイ●

#### 鄭 香里さん

法律相談を隣で経験し、弁護士の助言の中に、法的専門家としての知性と相談者の悩みに寄り添う慈愛を感じ取りました。緊張と不安でいっぱいなのは、何が法的な問題点で、どの条文を根拠に、どのような手続きをとることが適切な処理だろうとばかり考えていました。

けれど、相談者の深く傷ついた姿を前にしたとき、専門家としての法的知識や解決能力はもちろん重要だけれども、相談者の苦しみがどこにあるのかを悟ってこそ、生きた助言が出来るのではないかと思います。

相談に来た方の事情を聞いて、「債務者」で「返済能力がない」から「自己破産になるだろう」と法的な視点から捉えるばかりではなく、「人生の終盤で土地も家も失い、借金の苦しみに潰されて、生きる希望を失っている方」というように、ごく日常的かつ人間的な心の寄り添い方も大事にしたいと思いました。相談者は、悲しみに沈んでいたり、恨みや怒りの炎に燃えていたり、極限の精神状態にあります。そのような方々が、弁護士の助言に従い具体的に救済される道を歩んでいく過程が、同時に、その人らしさを取り戻す再生の過程であってほしいと願います。

条文上は「自己破産」「調停」「強制認知」等の諸手続きによって解決される事案だとしても、相談者自身に手続に対する誤解や偏見または理解不足があり、新たに生じる相手方との軋轢や自分に対する社会的評価の低下を恐れる不安があるならば、その心理的負担を取り払わない限り、本当に弁護士の助言に従って行動するかは不明です。相談者を救済する機会を失うことにもなりかねません。

弁護士は、相談者に分かる言語を用いて、今の状況と適切な法的手段を説明し、相手の悩みの所在に注意を払いながら、可能な限り、解決に向けた具体的なイメージトレーニングを手伝うことが大切であると思いました。

弁護士の先生方の誠意ある姿と、弁護士に頼って自分をさらけ出した相談者の真剣な表情を忘れることが出来ません。この経験を心に宿し、「相談者と共に歩む弁護士」になることを目指して、精進していきたいです。



（相談日前日に行われる事前検討会の模様）

#### 松田 直行さん

初めての屋久島。半分は期待、半分は研修で世界遺産に初上陸してしまうことへの残念感、そんな出発だった。

トッピーで到着してから、簡裁で書記官の方にお話を伺う。弁護士ゼロ、司法書士も年配の方が4名のみと、心もとなく感じたが、お話を伺う限り屋久島は屋久島で回っている感じを受けた。昼食をはさんで、相談会場4会場の下見。

宿泊は、少し山の中に入ったところにあるロッジに、3名ほどずつ。自分は、弁護士の先生2名と一緒にだったので、勉強の話等、部屋でも有意義な時間を過ごすことができた。夕食後は、先生方と一緒に晩酌。ふだんの授業では聞けない先生方の研究（論文）の話や、過去の合格者の学生時代の話等を聞けて、興味深かった。

2日目、3日目は、メインである法律相談。百戦錬磨の弁護士の先生方と一緒に、相談を受けさせていただく。

1件目、権利関係は単純であったが、相談者の心を察した先生の助言が印象的だった。2件目は離婚の相談。屋久島のような小さなコミュニティ（人口1.3万人）でも、普通に離婚は生じる。人が集えば、そこには摩擦も生じる。人の常なのだと思います。3件目は、賃貸に関する相談。先生の事案分析の前に、自分の法的思考力の乏しさを痛感させられた。4件目は、お金の貸し借りに関して。教科書事例だったので、幸いにもある程度は答えることができたが、それも、最終的には正解を言ってくれる弁護士の先生が横にいるという安心感があって



（屋久島簡易裁判所の司法事情を聞く模様）

こそ。実際は1人で全責任を持って回答するわけだから、責任の重さを実感させられた。

相談会の後は事案検討。自分が受けた相談について報告するとともに、先生方から様々な指摘をいただく。中身の濃い2日間。そして打上げ。相談時とは異なり、この時ばかりは先生方も普通のおじさんに戻られる。少し安心。

最終日は観光予定だったが、天候不良のため、急きょプロペラ機に切り替えて帰宅の途に。

本試験まであと1年。同期と楽しく話せるのも屋久島で最後となりそう。次回上陸時は弁護士として、あるいは一観光客として上陸したい。

有意義な時間を設定していただき、関係者の方々に感謝する次第です。



(天候不良の為、飛行機にて帰途)

## 小島 くみさん

リーガルクリニックAの実習において、法律相談というものを初めて体験した。この実習でまず感じたことは、相談者は生身の人間であることを忘れてはならないということであった。事前に、「実際の相談事項は、事前に得ている情報と異なることがままある」から、「まず相談者に事案の詳細を伺う必要がある」との説明を受けてはいたが、実際の法律相談では、相談内容が事前に得ている情報と異なっているもの、または、相談内容が事前に得ている情報と異なっているとまではいえないまでも想定しえなかった内容を含んでいるもの、さらには相談内容が新たに追加になるものと、相手が生身の人間であるが故の想定外の出来事に遭

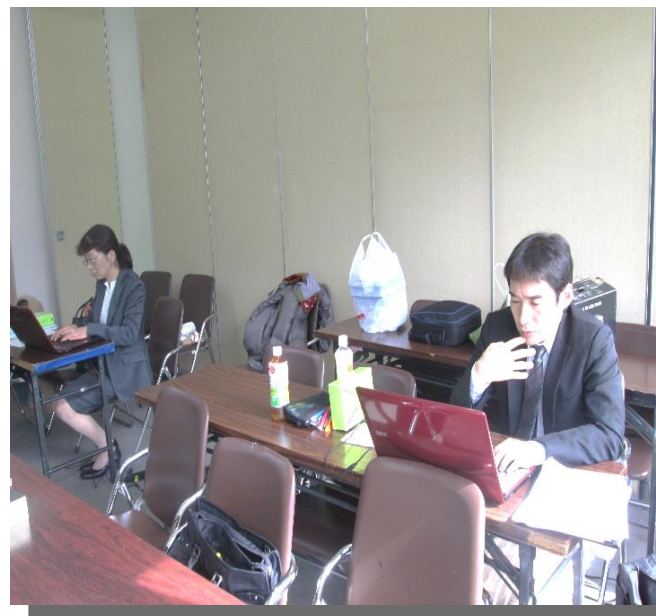
遇することとなり、パニックに陥ってしまった。

冷静に考えると、相談者にはそれぞれの人生があって様々な事情を抱えており、その事情も時間の経過とともに変化していくのであるから、相談内容が私の貧弱な想像力では計り得ないものであって然るべきなのである。日頃の学生生活において忘れがちになる、生身の人間を意識する瞬間であった。

そして、この実習において最も印象に残ったのは、法律相談に対して助言をする弁護士の先生方の仕事のあり様の素晴らしさであった。相談者のほとんどは、それぞれに抱えた困難に押しつぶされそうになり、不安そうな様子で相談に来ていた。これに対して、先生方は、相談者が相談に集中できるよう心遣いをし、相談時の環境を整えたうえで、相談者から適切に事実を引き出し、相談者を励ます等、精神的なケアをしながら、法的解決方法について、相談者が納得できるよう丁寧に助言をされていた。先生方の助言と励ましを受けた相談者は、紛争解決への糸口を見出すことで希望が芽生えたのか、明るい表情となって帰って行ったのである。彼らは、この相談において先生方から力をもらったことで、今後、それぞれの困難に新たな勇気をもって立ち向かっていくこととなるのであろう。

私は、弁護士という仕事の素晴らしさの一端を垣間見ることができたように思い感銘を受けた。

今回の実習において、弁護士の先生方が行う法律相談に同席できるという稀有な体験をさせて頂けたことに感謝する思いでいっぱいである。



( 報告書作成の様様 )

## ●「よりよい司法アクセスを目指して」●

### ーリーガルクリニックAの意義と学生へのメッセージー

弁護士 宮路 真行

#### 1 はじめに

リーガルクリニックAに参加させて頂きました弁護士の宮路真行と申します。本講義には、院生、修習生、弁護士の各立場で参加する機会を頂き、今回が4回目の参加となりました。

#### 2 活動内容

屋久島において、2日間(4会場)法律相談を行い、20件の相談に対応しました。弁護士同席で、適宜、事実聴取・助言は行いますが、学生がまず主体的に法律相談を行います。これは、離島実施と並ぶ本講義の特色の一つだと思います。

相談内容の多くは一般民事事件ではあるものの、多岐に渡っており、島特有の問題を背景に持つ相談も多い印象でした。そして、多くの方が、弁護士もおらず、狭いコミュニティ故に誰にも相談できずに来訪されたようですし、屋久島では4年ぶりに開講されましたが、4年間待っていたという方もいたようです。

私は参加した教員、学生の中で最年少で、相談室に入ると相談者が、まず、学生を弁護士と思い込んでいたので、私自身も苦笑いでした。私は、まだ3年目ですので、他の先生方には遠く及びません。私の相談に同席する学生には申し訳ない思いもありましたが、学生は各先生と同席することになっているので、他の先生と比較して、私を反面教師にしてもらえば、学生にとって一番の勉強になったのではないかと思います。

緊張しながらも、島の実情に配慮し、真摯に向き合う学生の姿には、感心しました。実務に出て、この経験を存分に活かしてほしいと思います。

夜は、その日の案件の検討会が行われます。各案件を学生が報告すると、弁護士、研究者を交え全員で議論します。参加する度に、経験豊富な先生方との差や自分の能力のなさを痛感するものの、検討会での議論は我々にとっても非常に勉強になり、このために参加していると言っても過言ではありません。私自身も、本講義を通し、相談技法等課題に気づくことができたので、今後の仕事に活かしていこうと思います。

#### 3 おわりに

屋久島では、弁護士0の状態が続いています。また、裁判所の取扱件数も、過払事件の減少もあ

り、激減しているようです。上記のとおり、弁護士への需要があるにもかかわらず、島の住民の司法アクセスはかなり制限されています。これは、屋久島に限らず、多くの離島が抱える問題でもあります。相談が来るのを待っているだけでなく、弁護士が積極的に対応していくことが、住民の司法アクセス、地域への貢献につながるのではないかと思いますので、今後何らかの形で弁護士として関与していければと思います。

最後になりますが、本講義を通して、微力ながらも地域や母校に貢献することができたのであれば、いちOB、弁護士としても嬉しく思いますし、なによりも参加した学生の皆様の司法試験の合格を心から祈念しております。



( 宮路 真行 弁護士 <写真左奥> )



( 屋久島の風景 )